



島根県報

令和7年6月3日（火）

第 6 2 2 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	2
知事管理漁獲可能量の変更	（水 産 課）	2

【公 告】

開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	3
---------------	-------------	---

【収用委告示】

公示による通知		3
---------	--	---

告 示**島根県告示第335号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年6月3日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
松江市宍道町上来待3558－1、3558－4
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第336号

まいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和7年6月3日

島根県知事 丸 山 達 也

まいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量

令和6年12月27日 公表

令和7年5月26日 変更

まいわし対馬暖流系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

- 1 島根県に配分された漁獲可能量
95,900トン
- 2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まいわし中型まき網漁業	94,100トン
島根県まいわしその他の漁業	現行水準

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年6月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

大田市長久町長久字久利田イ238番2、イ238番3、イ239番1、イ239番2、イ239番3、イ239番7、イ239番9の一部、イ239番11の一部、イ238番2地先からイ239番1地先まで（水）

大田市長久町長久字中沖イ299番1、イ299番2、イ300番1、イ308番2、イ309番1、イ309番2、イ309番3の一部、イ299番1地先からイ300番1地先まで（水）

大田市長久町長久字久利田イ239番1地先から同字中沖イ299番1地先まで（道）

大田市長久町長久字久利田イ239番2地先から同字中沖イ309番2地先まで（道）

面積 13,548.00平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太

収 用 委 員 会 告 示

島根県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定により通知すべき書類は、次のとおり島根県収用委員会事務局（島根県土木部用地対策課内）において保管しているので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により公示による通知をする。

令和7年6月3日

島根県収用委員会会長 野 島 和 朋

1 通知すべき書類

令和7年4月25日付け島収第4号 審理の開始について（通知）

2 通知を受けるべき者の氏名及び住所

登記名義人（亡）河田文吉の相続人のうち土地収用法施行令第6条第3項の規定による通知ができない次の者

河田 優美 大阪府高槻市南芥川町21番3-907号

河田 悠花 奈良県香芝市穴虫19番地 Gloria 305号

山口 幸男 広島県広島市東区曙二丁目8番32-102号

大野 朝子 岐阜県岐阜市日光町1丁目66番地

3 書類の受領等

出頭の上、通知すべき書類の交付を受けること。

受領しないときは、令和7年6月24日をもって通知があったものとみなされる。